

行財政制度委員会



平成27年9月28日（月）広島市において末長委員長をはじめ約30名の出席のもと、「第1回行財政制度委員会」を開催した。

当日は、議事に先立ち、日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長の小畑良晴氏から「税制改正を巡る動向について」をテーマにご講演いただいた。

引き続き、行財政制度委員会の平成27年度税制改革要望（案）について報告・審議を行い、原案どおり了承された。

【講演要旨】



「税制改正を巡る 動向について」

日本経済団体連合会
経済基盤本部 本部長
小畑 良晴 氏

■法人税について

法人税の実効税率は、平成27年度税制改正大綱において、平成27年度及び平成28年度に税率を順次引き下げていくことが既に決まっている。平成26年、34.62%であったものが、平成27年には32.11%、平成28年には31.33%まで下がるということだ。ただし、諸外国の税率が20%台が主流である中で、日本はまだ30%を超えており、何とか30%を割る税率にしたい。20%台を目指す方向性が与党の大綱で打ち出されているが、平成28年度の税制改正において、さらに税率の引き下げ幅を上積みするという姿勢が打ち出されている。できれば来年度改正において20%台に突入できないか、政府与党と一緒に考えていかなければならない。経団連は成長志向の法人税改革を基本的に評価している。できるだけ早期に20%台の実現を図るべき。平成28年度税制改革においては、経済の状況や設備投資への影響を勘案し、企業の負担が実質的に増加しないよう配慮しつつ、法人税改革を継続し、将来的にはOECD諸国平均、競合するアジア近隣諸国並みの25%へ引き下げを行うべき。

法人実効税率を20%台まで引き下げるには、5,000億円から6,000億円の財源を調達しなければならないが、好調な法人税収は財政再建の財源にカウントされており使えない。そうすると課税

ベースである程度出さざるを得なくなる。

課税ベースの財源としては研究開発税制、減価償却、外形標準課税の3つの財源がある。研究開発税制については、来年度に一部の期限が到来することから、見直しについてはそこでの議論となり、今年度は話をしない方針。研究開発税制に手をつけることは経団連としては基本的に認められない。研究開発はイノベーションの源泉であり、日本経済を牽引している多くの企業が研究開発税制を活用している。その税制を切り刻むのは日本としての自殺行為ではないかということで、研究開発税制を法人税率の引き換えにできない。引き続き諸外国をリードする水準で研究開発を推進するためにも、税制の維持・拡充は不可欠。

外形標準課税については、平成27年度及び平成28年度で拡大が図られる。さらなる拡大は安易にすべきではない。少なくとも平成27年度、平成28年度の拡大の影響を十分に精査すべき。

減価償却については、機械装置の償却方法を定率法あるいは定額法となっているのを定額法に一本化してはどうか考えられている。その一方で、民間企業の設備投資をさらに増やしていきたいという政府の考えもあり、実際に企業が設備投資をするときにどれだけ税制上の損金の入れ方、減価償却の方法を念頭に設備投資を行えているか、実態をよく把握しながら経済に対する影響を見極めていく必要がある。

その他、日本再興戦略の実現に向けた税制措置として、役員報酬に係る税務上の取り扱いを見直すべき。役員給与の利益連動給与に関しては損金算入を拡大すべきと考えている。

次に、地方法人課税の改革について。法人住民税と法人事業税は各都道府県ごとの人口一人あ

たり税収額の差が6～7倍と非常に税収の格差があり、偏在性は免れない。偏在性の是正のためには、地方法人所得課税の国税化を拡充し、法人住民税は法人税に一本化した上で、地方財源として配分すべき。

国際課税についてはBEPS防止プロジェクトがOECD、G20等で議論される。日本企業においては、移転価格文書化が大きく影響すると考える。平成28年1月1日以後に開始する事業年度から課税当局に提出しなければならない。年間連結グループ収入金額が1,000億円に満たない場合は適用を受けないが、国際的な事業展開をせざるを得ない現在においては世界各地に現地法人を置いているのは日常的な話。世界各国、各地に現地法人があれば、移転価格文書を提出する義務が発生するおそれがある。かなり多くの企業が適用対象になるのではないかな。

■自動車関係諸税について

平成28年4月には自動車税と軽自動車税のグリーン化特例の期限が到来するが、ユーザーサイドの負担増につながることからそのまま延長すべき。また、消費税10%引き上げ時には自動車取得税を確実に廃止すべき。自動車税・軽自動車税の環境性能課税の平成28年度税制改正での先行決着には反対。自動車取得税の廃止と、自動車税・軽自動車税の環境性能課税は平成29年度税制改正で同時に行うべき。

■環境・資源・エネルギー関係諸税について

森林吸収源対策や生態系保全に係る新税創設には反対。一般財源で措置すべき。毎年1,000億円程度の財源が森林対策として必要で、赤字国債を発行しながら補正予算で対応しており、安定的な財源を整えたいというのが環境省の考え。各県には住民税の上乗せという形で森林対策の財源を調達されている。環境省はそれに加えて市町村民税にも上乗せ措置を検討している。これを実行すると特定の業種・業態に負担が大幅に増す。森林は非常に重要ではあるが、それを担保する手段としては反対である。

■消費税について

軽減税率について、平成27年5月27日に第3回消費税軽減税率制度検討委員会（与党税制協議

会）において、次の各視点から、どの品目を軽減税率の対象とするか検討が行われた。

- ① 低所得者への配慮（逆進性の緩和）として有効であること
- ② 消費者が痛税感の緩和を実感できること
- ③ 消費者にとって、分かりやすく、納得できること
- ④ 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと
- ⑤ 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと
- ⑥ 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること
- ⑦ 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと

各視点から検討の結果、9月に財務省の「日本型軽減税率制度」が提案された。還付の基本手順として、各個人は「還付ポイント対象商品」を購入する際、マイナンバーカードをかざし「還付ポイント」を取得する必要があるが、現状ではマイナンバーカードは年間4,000万枚しか作ることとはできず初年度から全国民に行き渡らないおそれもあり、その点も批判の対象となっている。日本型軽減税率制度の詳細設計については、引き続き検討のうえ、個人情報、情報セキュリティ対策に万全を期すとともに、還付手続きも含め、利用者の利便性に最大限の配慮をすべきと考える。

内閣改造及び党内人事が10月に行われたのち、消費税については議論が深まっていくだろう。経団連としては、複数税率の導入には反対。低所得者対策としては当面は簡素な給付措置を実施すべきである。

【議事概要】

- 委員会では、末長委員長の議事進行のもと、当連合会の「平成27年度 税制改革要望（案）」について審議し、原案どおり承認された。

また、後日、政府の税制調査会メンバー及び関係省庁に要望を行うことも了承された。

（担当：田中）